mcframe X 利用規約

Rev1.0

ビジネスエンジニアリング株式会社

目次

第1	部	総則	. 1
第	1条	本文書について	. 1
第2	部	利用契約等	. 1
第	32条	利用契約の締結等	.1
第	3条	管理責任者	2
第	84条	利用会社等	2
第	5条	ログイン ID およびパスワードの管理	2
第	86条	権利および義務の譲渡	.2
第3	部	料金等	.2
第	7条	本サービスの内容	2
第	8条	本サービスのアクセス可能時間およびサポート時間	.3
第	9条	本サービスの対価	3
第	夏 10 条	₹ 租税公課等の取扱い	3
第	至11条	遅延損害金	3
第4	! 部	本サービス提供の停止・解除・解約	. 3
		· 一時停止	
第	5 13 余	€ 利用停止と対応措置	.4
第	5 14 条	ミ利用契約の解除	.4
		★サービスの解約	
第5	部	情報	. 5
		፟ 情報の利用等	
第	17条	· 情報提供	5
第	18 条	€ 情報管理	6
第	至19条	€ 秘密保持	6
生	ः जंदार	<i>生</i> 的	7

i

第	20 条	知的財産権	7
第7	部	禁止事項	8
第	21条	禁止事項	8
第	22 条	監査	8
第8	部	責任	E
第	23条	損害賠償	8
第	24 条	免責事項	9
第9	部	その他	10
第	25 条	反社会的勢力の排除	10
第	26条	再委託	10
第	27条	輸出等の処置	10
第	28条	分離性	11
第	29条	準拠法	11
第	30条	協議事項	11
第	31 条	合章管轄	11

第1部 総則

第1条 本文書について

- 1. mcframe X 利用規約(以下「利用規約」といいます。)および mcframe X サービス・レベル・ア グリーメント(以下「SLA」)は、ビジネスエンジニアリング株式会社(以下「B-EN-G」)の提供する mcframe X サービス(以下「本サービス」といいます。)を、B-EN-G と直接または、B-EN-G の General Partner もしくは Business Partner 等(以下あわせて「パートナー」といいます。)を経由して本サービスの購入契約(以下「利用契約」といいます。)を締結したすべてのエンドユーザ(以下「お客様」といいます。)に、共通して適用されます。
- 2. 利用規約および SLA は B-EN-G が指定するサイトにアップロードされます。
- 3. 利用規約および SLA は利用契約の不可分の一部を構成します。利用規約、SLA、および利用契約の各規定の間に矛盾または齟齬がある場合には、①SLA、②利用規約、③利用契約の順で各規定が優先して適用されます。
- 4. お客様は、利用規約および SLA が B-EN-G の裁量により随時改定されることに同意するものとします。利用規約および SLA が改定された場合、改定後の利用規約および SLA がお客様に共通して適用されるものとします。
- 5. 本サービスのうち、会計モジュールに関するサービスについては、別添「mcX 会計モジュールサービス使用許諾書」、「mcX 会計モジュールサービス契約条件」、および「mcX 会計モジュール Service Level Agreement (SLA)」を優先して適用するものとします。

第2部 利用契約等

第2条 利用契約の締結等

- 1. 利用契約は、お客様が、B-EN-G 所定の利用申込書を B-EN-G またはパートナーに提出し、B-EN-G がこれに対し B-EN-G 所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。 なお、お客様は、利用規約および SLA の内容に同意の上、申込を行うものとし、お客様が申込を行った時点で、利用規約および SLA の内容に同意したものとみなされます。
- 2. 本サービスの利用期間(以下「利用期間」といいます。)は、利用期間の開始日から1年間とします。ただし、利用期間満了日の1ヶ月前までにお客様または B-EN-G のいずれからも書面による利用契約終了の意思表示がなされない限り、利用契約は、利用期間満了日の翌日から1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。なお、お客様と B-EN-G が別途合意した場合には、この限りではありません。
- 3. 利用契約の変更は、お客様が B-EN-G 所定の利用変更申込書を B-EN-G またはパートナーに提出 し、B-EN-G がこれに対し B-EN-G 所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するもの とします。この場合、当該変更はお客様と B-EN-G が別途合意した変更日から効力を生じます。
 - (1) 利用期間中はプランのダウングレードと利用ユーザ数削減はできないものとします。
 - (2) 利用期間中のプランのアップグレードと利用ユーザ数増加は、残りの利用期間に従って日割りで利用料金を計算するものとします。

第3条 管理責任者

- 1. お客様は、管理責任者を指名するものとします。
- 2. 管理責任者は、ログイン ID およびパスワードの管理をするものとします。
- 3. 管理責任者は、B-EN-G との連絡窓口となり、B-EN-G からの通知についてお客様および利用会社に周知するものとします。

第4条 利用会社等

- 1. お客様は、自ら本サービスの提供を受け、または B-EN-G の承諾を得た利用会社(以下「利用会社」)に本サービスの提供を受けさせることができるものとし、利用会社に本サービスの提供を受けさせる場合、お客様はお客様の責任において当該利用会社に利用規約の各条項を遵守させるものとします。
- 2. お客様は、本サービスの提供を受けるにあたり、お客様の商号、住所、本サービスに係る管理責任者、利用会社等に関する情報を B-EN-G またはパートナーに連絡するものとします。また当該情報に変更が生じた場合には、お客様は、速やかに B-EN-G に対し B-EN-G 所定の方法で連絡するものとします。

第5条 ログイン ID およびパスワードの管理

- 1. お客様による本サービスの申し込み後、B-EN-G は、お客様または利用会社に対する本サービス の提供を準備し、当該準備が整い次第、管理責任者用のログイン ID およびパスワード等を管理責任者に通知するものとします。
- 2. お客様および利用会社は、ログイン ID およびパスワードを第三者に貸与、譲渡、名義変更、または担保設定等をしてはならないものとします。
- 3. ログイン ID もしくはパスワードの管理の不十分、使用上の過誤、または第三者の使用等によりお客様または利用会社に生じた損害に関しては、B-EN-G は一切責任を負わないものとします。
- 4. お客様および利用会社は、ログイン ID もしくはパスワードの漏洩、失念または第三者による使用が判明した場合には、ただちに B-EN-G にその旨を連絡するとともに、B-EN-G からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

第6条 権利および義務の譲渡

お客様および利用会社は、事前に B-EN-G の書面による承諾を得ることなく、利用契約、利用規約または SLA に基づき発生する権利および義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、または引き受けさせてはならないものとします。

第3部 料金等

第7条 本サービスの内容

- 1. 本サービス等の内容は、利用規約、SLA、および利用契約に記載されるものの他、B-EN-G が別途 定める通りとします。
- 2. 本サービスの項目、料金、支払条件・期日等は、利用契約に定めるものとします。

3. 利用規約、SLA、および利用契約に記載の日付および時刻は、すべて日本時間を基準とします。

第8条 本サービスのアクセス可能時間およびサポート時間

本サービスのアクセス可能時間およびサポート時間は SLA に記載の通りとします。

第9条 本サービスの対価

- 1. お客様は、本サービスの対価を、利用契約の規定に従って B-EN-G に支払うものとします。当該支払いのために発生する手数料はお客様の負担とします。
- 2. B-EN-G は、事前にお客様に通知することにより、本サービスの対価を変更することができるものとします。
- 3. お客様は、第12条または第13条に基づいてB-EN-Gが本サービスを停止した場合においても、本サービスの対価のうち当該停止期間中に相当する部分の支払義務を免れないものとします。
- 4. お客様が、本サービスをパートナー経由で購入した場合には、第1項は適用せず、第2項は「B-EN-G」を「パートナー」に読み替えて適用するものとします。
- 5. B-EN-G は、利用規約で別途定める場合を除き、いかなる場合にもお客様が B-EN-G に支払った本サービスの対価を返還する義務を負わないものとします。

第10条 租税公課等の取扱い

- 1. お客様は本サービスの対価に課せられる一切の租税公課(日本国消費税を含むがこれに限られない) を負担するものとします。
- 2. 租税公課の計算において、計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものと します。
- 3. 利用契約で定められる全ての金額および支払は、全ての租税公課、輸送費用、保険料その他の費用を 除いた純額であり、これらの租税公課および費用等はお客様によって負担されるものとします。
- 4. お客様が、利用契約をパートナーとの間で締結した場合には、本条の規定は適用されないものとします。

第11条 遅延損害金

- 1. B-EN-G は、お客様が本サービスの対価について支払期日を経過しても支払わない場合には、支払期日の翌日から支払い済みに至るまでの日数について、支払遅延金額に対し年 14.6%の割合で計算した額を遅延損害金として請求できるものとし、お客様は請求された遅延損害金を支払遅延金額に付加して支払うものとします。
- 2. 前項の計算結果に1円未満の端数が生じた場合はその端数を四捨五入するものとします。
- 3. お客様が、利用契約をパートナーとの間で締結した場合には、本条の規定は適用されないものとします。

第4部 本サービス提供の停止・解除・解約

第12条 一時停止

- 1. B-EN-Gは、本サービスの提供を一時停止できるものとします。
- 2. 一時停止の事由、範囲、通知、期間等は SLA に記載の通りとします。

第13条 利用停止と対応措置

- 1. お客様、または利用会社が第 21 条に該当する行為を行った場合、B-EN-G は事前に通告及び勧告することなく、かつ、何らの賠償義務、および補償義務を負わずに本サービスの提供を停止できるものとします。
- 2. B-EN-G は、前項の場合、お客様または利用会社が作成した違法・有害な情報の全部または一部を 即時に削除することができるものとするとします。

第14条 利用契約の解除

- 1. お客様、および B-EN-G は、相手方が利用契約、利用規約、または SLA の各条項に違反し、当該 違反を是正するための相当期間を定めた催告を行ったにも拘わらずこれが是正されないときは、 事前の通知を行った上で利用契約の全部または一部を解除できるものとします。 ただし、相手方の利用契約、利用規約、または SLA の各条項の違反が故意または重過失に基づく場合は、何らの 催告も要せず利用契約の全部または一部を解除できるものとします。
- 2. お客様および B-EN-G は、相手方が次の各号に該当する場合は、相手方への何らの催告も要せず 利用契約の全部または一部を解除できるものとします。
 - (1) 第21条 禁止事項に定める禁止事項を行ったとき
 - (2) 実際に従業員、事務所等が存在せず、業務が停止していると認められるとき
 - (3) 監督官庁により営業取消、停止等の処分を受けたとき
 - (4) 差押え・仮差押え・仮処分・強制執行等の処分を受けたとき
 - (5) 手形・小切手が不渡りになったとき
 - (6) 破産手続開始・会社更生手続開始・民事再生手続開始の申し立てがなされたとき
 - (7) 解散もしくは事業が廃止になったとき
 - (8) お客様、またはお客様の代表者、責任者、実質的に経営権を有する者、もしくは再委託先等が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋を含むがこれらに限られない) であることが判明したとき
 - (9) B-EN-G に対して、暴力的行為、脅迫的言辞、B-EN-G の名誉もしくは信用を毀損する行為、または B-EN-G の業務を妨害する行為をしたとき
- 3. お客様の責に帰すべき事由により B-EN-G が利用契約の全部または一部を解除した場合、お客様は、当該解除の日の翌日から利用契約の期間満了日までの期間に対応する料金を B-EN-G に支払わなければならないものとします。
- 4. お客様または B-EN-G が本条に基づいて利用契約の全部または一部を解除した場合、相手方は当然に期限の利益を失い、解除した当事者に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとします。
- 5. お客様が、本サービスをパートナーを経由して購入した場合には、前 4 項の規定中「B-EN-G」を「パートナー」に読み替えて適用するとします。

4

第15条 本サービスの解約

- 1. **B-EN-G** は、利用契約の全部または一部を将来に向かって解約することができるものとします。 この場合、**B-EN-G** は、お客様から受領済みの料金のうち解約日の翌日から利用契約の期間満了 日までの期間に対応する料金をお客様に返還するものとします。
- 2. お客様は、利用契約の全部または一部を将来に向かって解約することができるものとします。この場合、お客様は、解約日の翌日から利用契約の期間満了日までの期間に対応する料金を B-EN-G に支払わなければならないものとします。また、お客様が当該料金を B-EN-G に支払済みの場合、B-EN-G は当該料金を返還しません。
- 3. B-EN-G またはお客様が前 2 項に基づき利用契約を解約するときは相手方に対し解約日の 1 $_{\it F}$ 月前までに電子メール等にてその旨を通知するものとします。
- 4. 第1項の場合、B-EN-G は、同項に規定する義務を除いてはお客様に対し何ら責任を負わないものとします。

第5部 情報

第16条情報の利用等

- 1. B-EN-G は、本サービスの利用を通じて取得したデータ等その他一切の情報を所属、業種、規模その他の観点から分析することにより、個別の法人、団体及び個人を識別することのできない形式に加工した匿名加工データ及び統計データ(以下「統計データ等」といいます。)を作成し、本サービスの向上及び改善、サービス開発、研究、市場分析、マーケティングを行うために利用できるものとします。ただし、B-EN-G が取得した情報のうち、個人情報については第4項に従うものとします。
- 2. B-EN-G は、本サービスにおいて、本サービス利用状況の把握、本サービスの運用管理若しくは改善目的のため、お客様に関する情報 (IP アドレス等のネットワークの情報やアクセス履歴等)を取得し、分析 (以下「データ収集」といいます)できるものとします。また、お客様および利用会社は、本サービスの利用者 (お客様および利用会社の従業員を含みます)から、当該データ収集について、本サービスの使用に先立って同意を取得するものとします。
- 3. B-EN-G は、統計データ等を、第三者に開示できるものとします。この場合、開示されるのは特定 の法人、団体及び個人を識別することのできない統計データ等のみであり、お客様自身を識別で きる情報を開示することはないものとします。
- 4. B-EN-G は、本サービスの利用を通じて取得したお客様の個人情報(個人番号を除きます。以下、本項において同じです。)を B-EN-G が別途規定する個人情報保護方針(https://www.b-en-g.co.jp/p-policy.html)に則って、管理するものとし、お客様は、B-EN-G がお客様のデータ等に含まれるお客様の個人情報を個人情報保護方針に従って取り扱うことに同意するものとします。

第17条 情報提供

1. B-EN-G は、本サービスの提供に関し、お客様または利用会社が所有する仕様書、図面、資料その 他の資料および情報が必要な場合には、お客様または利用会社に対しこれらの資料および情報の貸 与または開示を求めることができるものとし、お客様または利用会社はこれらに無償で応じるもの とします。

- 2. B-EN-G は、お客様または利用会社から貸与または開示を受けた資料・情報(以下「開示情報等」といいます。)の正確性・有用性等について確認、検証の義務は負担しないものとします。
- 3. お客様または利用会社は、開示情報等を B-EN-G に対し貸与または開示するに当たって、B-EN-G がこれらの開示情報等を本サービスの提供目的の範囲内で使用することにつき許諾する正当な権限を有していることを保証するものとします。

第18条情報管理

B-EN-Gは、開示情報等を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、保管するものとします。

第19条 秘密保持

- 1. 秘密情報とは、お客様および B-EN-G が秘密である旨を書面により明示した上で互いに開示し合う情報、知識、経験、その他これらに類する一切の情報とします。
- 2. 秘密情報が口頭、その他無形の形態で開示される場合には、秘密情報を開示する者(以下「開示者」)は、開示する際に秘密である旨を当該秘密情報を受領する者(以下「受領者」)に明示するものとし、開示者は開示後 14 日以内に開示した秘密情報の内容を書面に要約し、受領者に提出するものとします。
- 3. 前項にかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する情報については、秘密情報に該当しない ものとします。
 - (1) 開示を受ける以前に受領者において適法に保有していた情報
 - (2) 開示を受けた後、受領者の責めによらずして公知となった情報
 - (3) 受領者が第三者から秘密保持義務を負わされること無く受け取った情報
 - (4) 開示者が第三者に対し秘密保持義務を負わせることなく開示した情報
 - (5) 受領者が独自に開発した情報
 - (6) 裁判所の判決、決定、若しくは法令の定めにより第三者に対する開示を強制された情報
- 4. 受領者は、開示された目的にのみ開示者の秘密情報を使用するものとします。
- 5. 受領者は、事前に情報開示者の文書による承諾なしに秘密情報を開示された目的に関連する受領者の役職員以外の個人・法人その他のいかなる第三者にも開示しないものとします。ただし、お客様および B-EN-G は、次の各号のとおり同意するものとします。
 - (1) お客様および B-EN-G は、利用会社と B-EN-G が直接相手方に開示した情報の場合も、本 条の適用を受けることに同意するものとします。
 - (2) お客様は、利用会社と B-EN-G が直接相手方にお客様または利用会社の秘密情報を開示することに同意するものとします。
 - (3) お客様は、利用会社をして、利用会社による秘密情報の取り扱いに関し本条の責任を遵守させなければならないものとします。
 - (4) B-EN-G は、パートナーに対してのみ、秘密情報を開示することができるものとします。 この場合、B-EN-G は、パートナーに対して利用規約と同等の秘密保持義務を課すととも に、パートナーの行為に関して責任を負うものとします。
- 6. お客様および B·EN·G は、秘密情報の開示は、相手方に対して現在または将来、所有または管理

するいかなる特許権、商標権その他の知的財産権の使用権または実施権を付与するものでないことを確認するものとします。

- 7. 本条の義務は、利用契約が終了した日から1年間存続するものとするものとします。
- 8. お客様および B-EN-G は、利用契約が終了したとき、相手方の求めがあったとき、または秘密情報の開示目的が達成された場合には、相手方の指示に応じ、秘密情報を記録した媒体およびその複製物を返還または破棄するものとするものとします。ただし、B-EN-G は、利用契約終了後、第16条に基づき秘密情報を利用することができるものとします。
- 9. お客様および B-EN-G は、法令に基づき相手方の秘密情報が記載された文書の開示または提出の 請求がなされた場合には、法令の趣旨に則り、開示または提出に関し、相手方に対し意見を述べる 機会または意見書を提出する機会を設ける等、開示または提出に係る手続的な保障を与えるもの とするものとします。

第6部 知的財産権

第20条 知的財産権

- 1. 本サービスに付されたロゴ、商標、サービスマークは、B-EN-G の知的財産であり、お客様はこれらを侵害する行為を行ってはならず、またお客様はこれらと同一もしくは類似する商標等を登録し又は登録を試みてはならないものとします。
- 2. 本サービスに関する全ての著作権、特許権、トレードシークレットに関する権利、その他の知的 財産権は B-EN-G に帰属するものとします。
- 3. お客様および利用会社は、B-EN-Gに対して本サービスに関する提言・改善等に関するコメント、アドバイス等(以下「フィードバック」といいます。)を提供することができます。
- 4. B-EN-G は、フィードバックを、エンドユーザの承諾を要することなく、B-EN-G の裁量及び B-EN-G が定める方法により、随時、使用、公表、開示、販売、再使用許諾等することができるものとします。
- 5. 本サービスにおいて、B-EN-G が提供する情報等に関する一切の知的財産権は、B-EN-G に帰属するものとします。
- 6. お客様および利用会社は、B-EN-G の許諾を得ずに、B-EN-G が提供する情報等の翻訳、編集及び改変等を行い、又は第三者に使用させたり公開させたりすることはできず、いかなる理由によっても B-EN-G 又は B-EN-G にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為(複製、修正、翻訳、派生物の作成、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これらに限りません。)をしてはならないものとします。
- 7. 本サービス上には商標、ロゴ及びサービスマーク等(以下総称して「商標等」といいます。)が表示される場合がありますが、B-EN-G は、お客様および利用会社その他の第三者に対し何ら当該商標等を譲渡し、又は使用を許諾するものではないものとします。
- 8. お客様および利用会社は、B-EN-G に対し、データ等を送信することについての適法な権利を有していること、並びにデータ等及びその送信が第三者の権利を侵害していないことについて、B-EN-G に対し表明し、保証するものとします。

第7部 禁止事項

第21条 禁止事項

お客様、または利用会社は、B-EN-Gの事前の書面による承諾がない限り、次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 利用契約、利用規約または SLA のいずれかの条項の違反
- (2) 本サービスの著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- (3) 本サービスについて、逆コンパイル、逆アセンブルまたは分解すること
- (4) 犯罪行為または犯罪行為を試みる行為
- (5) 公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他者に提供する行為
- (6) 本サービスに関連する情報を改ざんまたは消去する行為
- (7) 第三者になりすまして本サービスの提供を受ける行為
- (8) コンピュータウイルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信または掲載する行為
- (9) 法令に違反する行為
- (10) お客様、または利用会社の責めに帰すべき事由により B-EN-G の業務に著しい支障を来たす行為
- (11) 本サービスのパフォーマンスに関するベンチマーク・テストの結果を公表する行為
- (12) 本サービスに表示されている著作権、特許、トレードシークレット又はその他の財産権保護の権利文言又は表示を削除する行為
- (13) お客様、または利用会社の役員、従業員、代表者、代理人又は第三者に、上記のいずれかの行為を行なわせる行為

第22条 監査

- 1. **B-EN-G** は、お客様および利用会社の利用契約、利用規約および **SLA** の遵守状況を確認するため、 お客様および利用会社による本サービスの使用状況を監査することができるものとします。
- 2. 本条の監査は、B-EN-Gの費用負担にて、お客様および利用会社の通常の営業時間内に、お客様または利用会社の立会いのもと、その安全及び情報管理に関する諸規則、指示に従うことを条件として行われるものとします。この場合、お客様および利用会社は、B-EN-Gによる監査に際しB-EN-Gに助力するとともに、監査に必要な情報(関連する記録、契約書類、コンピュータ、ログインID・パスワード、ユーザー管理状況等を含むがこれらに限定されないとします)を提供すること、B-EN-Gが監査のために必要な処置を講ずることに同意するとします。
- 3. 監査の結果、お客様または利用会社による利用契約、利用規約または SLA への違反が判明した場合、当該監査費用はお客様が負担するものとします。

第8部 責任

第23条 損害賠償

1. お客様が、B-EN-G の責に帰すべき事由により損害を被ったときには、お客様は B-EN-G に対して債務不履行、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、お客様が現実に被った通

常かつ直接の損害の範囲で損害賠償を請求することができるものとします。ただし、当該損害の直接の原因となった本サービスの特定の機能に対して当該損害発生時点から遡って過去 1 年間に B-EN-G がお客様から現実に受領した料金相当額を限度とします。お客様が、本サービスの特定の機能のうち複数が当該損害の直接の原因となったことを証明した場合は、当該各機能に対して当該損害発生時点から遡って過去 1 年間に B-EN-G がお客様から現実に受領した料金相当額を限度とします。

- 2. 前項にかかわらず、B-EN-G は、B-EN-G の責に帰すべき事由により、お客様または利用会社に対し本サービスを全く提供できない場合(B-EN-G が本サービスの一部を提供している場合、および第12条または第13条の定めに従って本サービスの提供を停止する場合を含みません。以下「利用不能」といいます。)で、かつ本サービスの提供が SLA に規定した稼働率を下回る場合における B-EN-G の損害賠償責任の限度額は、お客様または利用会社が利用不能となったことを B-EN-G が確認した時刻(ただし SLA で規定するサポートデスクの営業時間内に限ります)から起算して利用不能状態の復旧をお客様に通知した時刻までの利用不能時間数を日数換算した数(1日を24時間として計算し、小数点以下の端数は切り捨て)に年額利用料の365分の1を乗じて算出した額(1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入)とします。なお、当該賠償の限度額の算出に際して、利用不能時間数は累積時間としません。
- 3. お客様および利用会社は、利用規約、利用契約または SLA に違反したことにより B-EN-G に損害を与えた場合は、B-EN-G に対し連帯して当該損害を賠償しなければならないものとします。
- 4. お客様が、本サービスを B-EN-G のパートナーを経由して購入した場合、第 1 項の「B-EN-G が お客様から現実に受領した対価相当額」を「B-EN-G がお客様への本サービス提供に関して B-EN-G のパートナーから現実に受領した対価相当額」に、第 2 項の「年額利用料の 3 6 5 分の 1」を 「B-EN-G がお客様への本サービス提供に関して B-EN-G のパートナーと合意した年額利用料の 3 6 5 分の 1」に、それぞれ読み替えて適用します。
- 5. 本条は、お客様および利用会社に対する B-EN-G の損害賠償責任の全部を規定したものです。B-EN-G は、本条に規定のないいかなる損害賠償責任も負わないものとします。

第24条 免責事項

- 1. 本サービスは準委任契約(履行割合型)とします。本サービスに関する B-EN-G の責任は、お客様および利用会社のために最善の努力をもって本サービスを提供することのほか、SLA、利用規約および利用契約に明示的に規定されている事項、ならびに内容に限られるものとします。B-EN-G は、本サービスについて、本サービスが、お客様および利用会社のすべての要求に合致すること、中断が一切無いこと、エラーフリーであること、お客様および利用会社の特定の目的に適合すること、またはお客様および利用会社が期待する機能、有用性、品質、水準、もしくは価値等を有すること、お客様および利用会社に適用される法令に適合すること、セキュリティ上の欠陥が存在しないこと、情報の真実性、正確性、完全性、最新性を保証しません。これらに関してお客様および利用会社に生じた損害について一切の賠償責任を負いません。
- 2. B-EN-G は、お客様および利用会社の本規約の違反、お客様および利用会社による誤操作、使用方法の誤りの結果、お客様および利用会社のデータ等が破損又は滅失したことによる損害その他お

客様および利用会社の責めに帰すべき事由により生じる損害については一切の賠償の責任を負い ません。

- 3. お客様および利用会社は、本サービスを用いて発生した第三者との取引、債権回収、紛争及びトラブル等の一切につき、自己の責任と費用で対処し、B-EN-G は一切の責任を負わないものとします。
- 4. B-EN-G は、本サービス提供の停止、中止又は機能の制限、お客様および利用会社のデータ等の削除によるお客様および利用会社の逸失利益その他の損害については、B-EN-G は一切の責任も負わないものとします。
- 5. B-EN-G は、外部事業者のサービス、B-EN-G 以外の第三者の開発した機器、OS、ソフトウェア、システム等によりお客様および利用会社に生じる損害について、いかなる責任も負わないものとします。
- 6. B-EN-G は、地震、台風、津波、暴風雨、洪水、疫病、感染症その他の天変地異、戦争、暴動、内 乱、テロ、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、B-EN-G およびお客様の責めによらない 火災、第一種電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合、その他の不可抗力による本サー ビスの提供の中止、停止等について一切の責任も負わないものとします。

第9部 その他

第25条 反社会的勢力の排除

お客様、利用会社および B-EN-G は、次の各号に定める事項につき表明し保証するものとします。

- (1)お客様、利用会社および B-EN-G の代表者・役員・従業員・経営に実質的に関与している株主(以下あわせて「関係者」)が、反社会的勢力(暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係者、総会屋を含むがこれらに限られない)に該当しないこと、反社会的勢力に該当していなかったこと、反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していないこと、その他反社会的勢力との間で密接な関係や交流を有しないこと
- (2)お客様、利用会社および B-EN-G の関係者が、お客様、利用会社および B-EN-G の関係者または 第三者を利用し、取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いる行為、偽計もしくは威力を用いて 信用を毀損しまたは業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないこと。

第26条 再委託

B-EN-G は、本サービスの提供のため必要な範囲内で、本サービスの提供にかかる業務の全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。この場合、B-EN-G は再委託先に利用契約、利用規約または SLA に基づく義務を遵守させると共に、お客様に対して責任を負うことを条件として、本サービスの提供の目的の範囲内でこれを必要とする者に限定してお客様および利用会社の秘密情報を再委託先に開示し、これを利用させることができるものとします。

第27条 輸出等の処置

お客様または利用会社が、本サービスの提供を受けるにあたって知りえた本サービスに関する一切の 情報を単独で、または他の製品と組み合わせ、もしくは他の製品の一部として、直接または間接に日本国 外に持ち出す場合は、B-EN-Gの文書による事前の同意を得るものとします。

第28条 分離性

利用契約、利用規約および SLA のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、その他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

第29条 準拠法

- 1. 利用契約、利用規約および SLA の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。
- 2. 利用契約、利用規約、SLA、その他の関連文書(追加注文の場合の注文書を含むがこれに限られない) が、日本語以外の言語に翻訳され、かつその翻訳版との間に解釈の相違等が生じた場合には、日本語 が優先されるものとします。

第30条 協議事項

お客様および B-EN-G は、利用契約、利用規約および SLA の各条項の解釈に疑義のある場合、ならびに利用契約、利用規約および SLA に定めなき事項については、互いに誠意をもって協議し、その解決を図るものとします。

第31条 合意管轄

利用契約、利用規約および SLA に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定 2024年4月1日